

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名				
当期の開始の日の前日における雇用者の数 (別表六(十九)付表「3の①」-「4の①」)	1	人	調整基準雇用者数 (2)-(16)	7	人	
基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の①」) (マイナスの場合は0)	2		控除対象特定地域基準雇用者数 (6)と(7)のうち少ない数	8		
基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$	3		税額控除限度額 40万円×(8) (3)<0.1又は(4)<(5)の場合は0	9	円	
給与等支給額 (別表六(十九)付表「14」)	4	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	10		
比較給与等支給額 (別表六(十九)付表「22」)	5		当期税額基準額 $(10) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	11		
特定地域基準雇用者数 (別表六(十九)付表「2の④」と「5の④」のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	6	人	当期税額控除可能額 (9)と(11)のうち少ない金額	12		
			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑩」)	13		
			当期税額控除額 (12)-(13)	14		
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項						
認定年月日	平 . .		事業実施地域			
地方事業所基準雇用者数に係る計算			地方事業所特別基準雇用者数に係る計算			
計画の区分	拡充型・移転型		基準年度	平 . .	平 . .	
地方事業所基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の⑦」) (マイナスの場合は0)	15	人	地方事業所特別基準雇用者数	28	人	
当期 地方事業所 税額 控除 限度 額の 計算 の 計 算	控除対象地方事業所基準雇用者数 (2)と(15)のうち少ない数	16	適用 年度	平 . .		
	控除対象特定新規雇用者数 (16)と別表六(十九)付表「6」 のうち少ない数	17		平 . .		
	非特定新規雇用者数及び 非新規基準雇用者数の合計 (別表六(十九)付表「9」+「10」)	18		平 . .		
	非特定新規雇用者超過数 (別表六(十九)付表「11」)	19		平 . .		
	(3) ≥ 0.1 又は (1) = 0 の場合 (50万円×(16)) 又は (60万円×(17) +50万円×(18)+40万円×(19))	20		円		平 . .
	同上以外の場合 (20万円×(16)) 又は (30万円×(17) +20万円×(18)+10万円×(19))	21				平 . .
	地方事業所税額控除限度額 (20) 又は (21) (4) < (5) の場合は 0	22				平 . .
当期税額基準額 $(10) \times \frac{30}{100}$	23		地方事業所特別基準雇用者数 (28)+(29)+(30)+(31) (マイナスの場合は0)	32		
差引当期税額基準額残額 (23)-(12)-(別表六(十八)「16」)	24		当期 税額 控除 額の 計 算	地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(32)	33	円
当期税額控除可能額 (22)と(24)のうち少ない金額	25			差引当期税額基準額残額 (23)-(12)-(25)-(別表六(十八)「16」)	34	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑰」)	26			当期税額控除可能額 (33)と(34)のうち少ない金額	35	
当期税額控除額 (25)-(26)	27			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑱」)	36	
法人税額の特別控除額 (14)+(27)+(37)				38		

別表六(十九) 平二十九・四・一以後終了事業年度分

別表六（十九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成29年改正前の措置法第42条の12の2（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「基準雇用者割合3」には、「当期の開始の日の前日における雇用者の数1」が零である場合には、記載を要しません。
「当期税額基準額」
- 3
$$(10) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$$
 11 には、その適用を受ける法人が中小企業者等（措置法第42条の4第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法人又は資本若しくは出資を有しない法人で常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。中小企業者に該当するかどうかは、下の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。
- 4 「(3) ≥ 0.1 又は (1) = 0 の場合」
$$(50 \text{万円} \times (16)) \text{又は} (60 \text{万円} \times (17) + 50 \text{万円} \times (18) + 40 \text{万円} \times (19))$$
 20
には、平成29年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、「(50万円×(16)又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあっては「又は(60万円×(17)+50万円×(18)+40万円×(19))」を消します。
- 5 「同上以外の場合」
$$(20 \text{万円} \times (16)) \text{又は} (30 \text{万円} \times (17) + 20 \text{万円} \times (18) + 10 \text{万円} \times (19))$$
 21
には、平成29年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、
「(20万円×(16)又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあっては「又は(30万円×(17)+20万円×(18)+10万円×(19))」を消します。
- 6 「基準年度」は、措置法第42条の12第2項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同法第68条の15の2第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた連結事業年度を含みます。）に記載します。
- 7 「適用年度」の各欄は、措置法第42条の12第5項第12号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、別表六（十九）付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 8 当期が1年に満たない場合（9に規定する場合を除きます。）には、
$$\frac{\text{「地方事業所特別税額控除限度額」}}{30 \text{万円} \times (32)}$$
 33 中「30万円」とあるのは、
$$\frac{\text{「当期の月数」}}{12}$$
 として記載します。
- 9 措置法第27条の12第17項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する2年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、
$$\frac{\text{「地方事業所特別税額控除限度額」}}{30 \text{万円} \times (32)}$$
 33 中「30万円」とあるのは、
$$\frac{\text{「当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数」}}{12}$$
 として記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定							
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b	人		1		g	
大規模法人の保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c				h	
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d				i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e				j	
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f			計 (g)+(h)+(i)+(j)	k	
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんので、御注意ください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p>							